

有害鳥獣捕獲許可申請に係る手続きの流れについて

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下：法）第 9 条第 1 項の規定に基づく鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（有害鳥獣捕獲に限る。）の申請手続きは下記のとおりです。

用語の定義

【有害鳥獣捕獲】

法第 9 条第 1 項の規定に基づく鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とするものをいう。

【被害】

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害をいう。

【外来鳥獣等】

我が国に過去あるいは現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣及び我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去あるいは現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣をいう。

【法人】

法第 9 条第 8 項の規定に基づき環境大臣が定める法人で、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等をいう。

【法人等】

国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者及び上記法人をいう。

1. 有害鳥獣捕獲についての基本的な考え方

□有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている又はそのおそれがある場合に、その防止又は軽減を図ることを目的とし、その捕獲等又は採取等は、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとし、ます。

※ただし、外来鳥獣等による被害の防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。

2. 許可しない場合の考え方

□以下の場合にあっては、許可をしないものとします。

- (1)捕獲等及び採取等後の処置の計画に照らして明らかに捕獲等又は採取等の目的が有害鳥獣捕獲ではないと判断される場合。
- (2)捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増大させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
※ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではなく、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な捕獲等又は採取等を図るものとします。
- (3)鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (4)捕獲等又は採取等によって「埼玉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)」又は「同(イノシシ)」に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
- (5)捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは社寺境内又は墓地における静穏の保持に支障を及ぼすおそれのある場合。
- (6)特定猟具使用禁止区域(銃)内で銃器の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる、若しくは、同区域内における危険の予防若しくは社寺境内又は墓地における静穏の保持に著しい支障が生じるにもかかわらず銃器を使用しようとする場合。
- (7)法律第 36 条及び法規則第 45 条に規定する危険猟法により捕獲等を行おうとする場合。
※ただし、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものを除く。
- (8)法第 38 条第 2 項に規定する住居集合地域等において銃器により捕獲等を行おうとする場合。ただし、法第 38 条の 2 の規定による知事の許可を受けたものを除く。

3. 許可に当たっての条件の考え方

□捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、区域の限定、方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、周辺環境への配慮、わなの数量の

限定、見回りの実施方法等について付するものとします。

- 特に、住居と隣接した地域において捕獲等又は採取等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付するものとします。

4. 許可の対象者

- 原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者であって、かつ、次の要件を満たしている者

☑	許可の対象者
□	・ <u>当該捕獲方法に該当する狩猟免許を有していること</u> ※ただし、以下の場合、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがない、又は捕獲した個体の適切な処分ができると認められるときは、狩猟免許を受けていない者に対しても許可をすることができるものとします。 □①カラス、カワラバト(ドバト)等鳥類の捕獲箱による捕獲の場合 □②小型のはこわな、つき網又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の小型の鳥獣を捕獲する場合で次に掲げる場合 □(a)住宅等の建物(塀や垣に囲われ不特定の人物が立ち入るおそれの少ない住宅等の敷地を含む)内における被害を防止する目的で当該建物敷地内において捕獲する場合 □(b)農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合 □③被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス等の卵の採取等をする場合 □④農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いて獣類を捕獲する場合
□	・ <u>原則として当該年度又は前年度において埼玉県の手猟者登録を行っていること</u> ※ただし、鳥獣による被害を受けている住宅敷地若しくは農地を 所有若しくは管理する者又はその者から捕獲等の依頼を受けた者が、わなを使用してその住宅敷地内又は農地内で捕獲等する場合は、手猟者登録を要しません

☐	・法律第 40 条に規定する下記欠格事由に該当しないこと。 (狩猟免許の欠格事由) ☐ 網猟免許及びわな猟免許にあっては 18 歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては 20 歳にそれぞれ満たない者 ☐ 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者 ☐ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 ☐ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 ☐ 法又はこの法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者 ☐ 法第 52 条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者
☐	・狩猟者共済若しくはハンター保険に加入しているか、又は十分な資力信用を有していること。

※法人等が許可を受ける場合、**従事者は原則として狩猟免許を有する者であること。**ただし、以下の条件をすべて満たす場合は従事者の中に網猟免許又はわな猟免許を受けていない者を補助者として含むことができる。その場合、補助者は免許をうけている者の監督下で捕獲等を行うものとする。

- ☐ 銃器の使用以外の方法で捕獲する場合
☐ 従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者を含む場合
☐ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合

5. 捕獲する鳥獣の種類や数量について

□鳥獣の種類及び数量については、管内における鳥獣の生息状況を踏まえ、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の適切な種類及び数量とします。また、**鳥類の卵の採取等の許可は、原則として下記のいずれかの要件に該当する場合のみ対象とします。**

※ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合は、上記内容は適用しません。

- 現に被害等を発生させている個体の捕獲等を行うことが困難であり、卵の採取等を行わなければ、被害の防止が達成できない場合
- 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害の防止が達成できない場合

6. 捕獲を実施する期間について

□原則として、下表に記載の期間を上限とし、被害が生じている時期のうち最も効果的に捕獲等又は採取等が実施できる時期であって、地域の実情に応じて、捕獲等又は採取等を無理なく実施するために必要かつ適切な期間とするものとします。

※ただし、被害の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を対象として有害鳥獣捕獲をする場合など特別な事由が認められる場合は、この限りではありません。

捕獲する鳥獣の種類	捕獲方法	捕獲する期間
ハシボソガラス、ハシブトガラス及びカワラバト(ドバト)	銃器	1 か月
	捕獲器	6 か月
その他の鳥類	銃器	1 か月
	網	2 か月
獣類 (以下の場合を除く)	銃器	1 か月
	わな	2 か月
ハクビシン等(アライグマの防除と同時に捕獲等を行うものに限る。)	わな	6 か月

※銃器及びわなを併用する場合は、わなの期間を上限とします。

※捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮してください。

※狩猟期間及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟

又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分審査するなど、適切に対応してください。

7. 捕獲区域について

- 被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及び隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとします。
- 鳥獣保護区又は休猟区内で捕獲等又は採取等をする場合は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて、捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めることとし、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮させることとします。
- 特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、捕獲等又は採取等の許可について慎重な取扱いをするものとします。

8. 捕獲等又は採取等の方法

- 従来の実績を考慮した最も効果のある方法とし、原則として法第12条第1項、第2項及び第36条の規定により禁止されている方法以外の方法とします。
※ただし、ハシボソガラス、ハシブトガラス及びカワラバト(ドバト)等鳥類の捕獲箱による捕獲等の場合を除きます。

9. 猟具設置者の住所・氏名等の表示

- 銃器を除き、猟具ごとに標識の装着等をしてください。なお、標識の素材、記載方法及び記載事項は次のとおりです。
※ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類において、使用する猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることができます。

No.	項目	指示内容
1	素材	金属製又はプラスチック製
2	記載方法	1文字の大きさが縦1cm以上、横1cm以上
3	記載事項	ア 住所 イ 氏名又は名称

		ウ 電話番号 エ 「杉戸町長許可」 オ 許可年月日 カ 許可証の番号 キ 許可の有効期間 ク 捕獲しようとする鳥獣の種類 ケ 捕獲目的
--	--	---

10. 捕獲物又は採取物の処理等について

- ☐ 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法と選択してください。
- ☐ 錯誤捕獲した個体については、原則として所有又は活用はできず、放鳥獣をしてください。
- ☐ 捕獲を意図しない外来鳥獣等の捕獲が予想される場合は、錯誤捕獲として放鳥獣する必要があるようあらかじめ捕獲等の申請に当該外来鳥獣等を含めてください。

1 1. 有害鳥獣捕獲許可にかかる手続きの流れについて

1. 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書一式の提出

□提出部数：1部



2. 許可書等の交付



3. 捕獲の実施



4. 許可証（及び従事者証）の返納と捕獲報告

□提出部数：1部

1. 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書一式の提出

☒	提出する書類
☐	鳥獣捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書(細則様式第1号)
☐	鳥獣捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請者名簿(細則様式第1号別紙1) ※複数人による共同申請の場合に必要
☐	従事者証交付申請書(細則様式第2号) ※法人等が申請する場合に必要
☐	従事者名簿(細則様式第2号別紙2) ※法人等の従事者が複数人の場合に必要
☐	鳥獣捕獲等依頼書(様式第1号) ※被害者から依頼を受けた者が申請する場合に必要
☐	被害の状況を示した書面及び区域を示した図面
	捕獲等又は採取等の実施区域を示した図面
☐	捕獲方法を示した書面 ※銃器の使用又は手捕りの場合は不要

【提出部数】

・1部

【提出方法】

・環境センター窓口へ持参若しくは郵送

2. 許可書等の交付

- ・書類審査後、内容に問題がなければ、下記書類をお渡しいたします。ご用意できましたらご連絡いたしますので、環境センターまで取りに来ていただきますようお願いいたします。

No.	書類審査後にお渡しする書類
1	許可証(規則様式第1)
2	従事者証(規則様式第2) ※申請者が法人等の時のみに交付
3	腕章(貸与)
4	鳥獣捕獲等事業指示書の用紙(様式第3号) ※申請者が法人等の時のみに交付
5	鳥獣捕獲等従事者台帳の用紙(様式第4号) ※申請者が法人等の時のみに交付
6	許可証(及び従事者証)の返納並びに捕獲報告について(報告) (様式第7号・別紙)

3. 捕獲の実施

- ・捕獲等又は採取等に伴う事故の発生防止に万全の対策を講じ、事前に関係地域住民等へ周知してください。
- ・錯誤捕獲防止の対策を講じてください。
- ・銃器を使用して捕獲等を実施する場合は、その地域ごとに捕獲隊を編成してください。また、被害が他の市町村にまたがって発生する場合は、適切かつ効果的な捕獲等又は採取等を実施するため、共同して広域的に捕獲等又は採取等を実施するなど、関係機関と連絡調整を行ってください。
- ・捕獲等又は採取等の実施に当たっては、**許可証又は従事者証を携帯するとともに、腕章を着用してください。**
- ・法人等が許可を受けた場合、当該法人は以下の事務を行ってください。
 - (1) 捕獲期間、捕獲等又は採取等の方法、捕獲鳥獣名及びその数量について指示の徹底を図るため、**従事者各人に対して指示書を交付して携帯させてください。**
 - (2) 従事者が携帯又は着用する従事者証、鳥獣捕獲等事業指示書(様式第3号)及び腕章は、捕獲等又は採取等の日ごとに回収及び保管するなど、適正な管理を行ってください。
 - (3) 鳥獣捕獲等従事者台帳(様式第4号)を整備してください。

4. 許可証（及び従事者証）の返納と捕獲報告

- ・許可証及び従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に返納してください。
- ・捕獲等又は採取等した鳥獣の種類、捕獲数量、性別、捕獲年月日、捕獲地点、処置の概要等の報告書(様式第 7 号・別紙)を提出してください。

☒	提出する書類
☐	交付した許可証(規則様式第 1)
☐	交付した従事者証(規則様式第 2) ※申請者が法人等の時のみに交付
☐	許可証（及び従者者証）の返納並びに捕獲報告について（報告） (様式第 7 号・別紙)

【提出部数】

- ・ 1 部

【提出方法】

- ・ 環境センター窓口へ持参若しくは郵送

【その他】

※鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要と認める場合は、捕獲等又は採取等を実施した地点、日時とともに捕獲物又は採取物の特長(性別、年齢、体長、体重、胃の内容物等)について、必要に応じて写真又はサンプルを求める場合があります。